

# 福岡市環境行動賞選考委員会設置要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、福岡市環境行動賞表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）第4条に規定する表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

## （委員会の職務）

第2条 委員会は、市長の依頼を受け、一般公募及び推薦があったものについて、審査を行い表彰者の選考を行うものとする。

## （組織）

第3条 委員会は、学識経験者及び市民のうちから市長が選任する委員をもって組織する。

## （委員の任期）

第4条 前条に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

## （会議）

第6条 委員会の会議については、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## （関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、事案の説明及び資料の説明を求めることができる。

## （庶務）

第8条 委員会の庶務は、環境局環境政策部環境政策課において処理する。

## （委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

## 附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。ただし、この要綱施行の日に現に委員である者の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

## 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。